

【契約の目的】

第1条 医療法人●●訪問看護ステーション(以下、事業者という)は、利用者に可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、第4条に記すサービスを提供します。

【契約期間】

第2条 この契約書の有効期間は、 年 月 日から1年間とします。なお、利用者からの文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとします。

【対象者】

第3条 対象者は●●訪問看護ステーションで訪問看護サービス(医療保険または介護保険適用)を受けている方で、保険対象にならないサービスを求められる方とします。なお、従来保険サービスを受けておられた方で、健康管理を必要とされる方も対象となります。

【サービス内容】

第4条 1. お出かけ時のお手伝い…デパートへの付き添い、冠婚葬祭の付き添い、行楽の同行、入院時などのお手伝いなど。
2. 見守りのお手伝い…通院時の院内の見守り、お散歩時の見守りなど。
3. 日常の健康管理のお手伝い…血圧測定や健康相談など。

【料金】

第5条 料金は、下記のとおりになります。なお、料金には消費税を含んでいます。

サービス提供時間帯	30分未満	1時間未満	以降30分ごとに
料金	4,740円	8,340円	4,740円

【交通費】

第6条 1回のサービスにつき交通費として別途540円をいただくこととします。
※スタッフは車で訪問をしますので、駐車場がなく有料駐車場を利用しなければならない場合には、別途駐車代を請求させていただきます。また、有料駐車場がない等の理由により、やむを得なく交通機関を利用する場合は、かかった費用をご負担いただきます。

【キャンセル料】

第7条 キャンセルの場合は、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。サービス利用日の前日の17時までは無料ですが、サービス利用日当日の場合はキャンセル料1,000円を申し受けます。

【利用料金の支払い】

第8条 利用料金の支払いは、1カ月ごとに計算し、翌月中旬までに郵送にてご請求いたします。支払い方法は次のとおりです。

◆銀行口座…●●日引き落とし ◆郵便局…▲▲日引き落とし

【利用者の解約権】

第9条 利用者は事業者に対し、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

【事業者の解約権】

第10条 事業者は、利用者の非協力など、お互いの信頼関係を損ねる行為により、改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが不可能となった場合には、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

【損害賠償】

第11条 事業者は、サービスの提供に当たり、事業者の責任と認められる事由によって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

【個人情報】

第12条 事業者は、利用者に関する秘密および個人情報について、契約中および契約終了後も第三者に開示することはありません。

【苦情対応】

第13条 1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合、事業者にいつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合、迅速かつ誠実に対応いたします。

【その他サービスご利用に当たって確認事項】

サービス提供時間は、利用者様宅に到着してからの開始、利用者様宅より帰宅後に終了となります。

1) 車の駐車について

スタッフは車で訪問いたしますので、事前にお聞きした場所に駐車させていただきます。

2) 訪問看護サービス

自費サービス期間内において、訪問看護サービス行為はできませんのでご理解ください。

3) お願い

※スタッフとの個人的なお付き合いはご遠慮ください。(個人の電話番号などはお教えできません)

※金品の受け渡しはご遠慮願います。

以上の内容を確認した上、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

【利用者】

住所
氏名

Ⓜ

【事業者】

所在地
事業者名
代表者氏名

Ⓜ